

中川番所の通関制度

加藤 貴

はじめに

- 一 『中川御制札記』について
- 二 中川番所の通関制度
- 三 所替物資の中川番所通関

論 文 要 旨

都市の境界は必ずしも自明のことではなく、江戸でもその範囲は幕府部局によってさまざまに設定されていた。本稿では、河川交通路上の江戸の出入口に位置し川船改の関所であった中川番所が、番所前を通過する船を査検することによって、江戸の内と外を分ける境界としての機能を果たしていたことに注目してみた。まず、中川番所が主とした軍事・警察的機能の中心である武器・武具類について厳重な通関制度が定められており、これらを通関させることができたのは、武士とそれに准ずる身分についてのみで、商人・職人については一切認められていなかった。こうした通関制度の運用実態を、古河藩における所替物資の通関と仙台藩の参府物資の通関を例としてみていくと、中川番所の査検は他の関所と異なる点はなく、武器荷物、特に鉄砲については厳重な査検が行われており、通関制度がそのまま実施されていて、関所としての機能が第一義的であったことが再確認できた。中川番所の査検

四 参勤交代と中川番所通関
五 夜間通関
六 硫黄の通関
おわりに

は形式的と指摘されるが、決してそんなことはなかったのである。

また、中川番所の商品流通上の機能について、文政四年（一八二一）以降に中川番所を通関できるようになった商人荷物としての硫黄を事例としてみていった。中川番所を通関しない硫黄は抜け荷であり、違法行為とされており、中川番所が江戸硫黄問屋の独占的集荷権を制度的に保障する役割をはたしていた。中川番所通関のために一定の手続きを必要としたものを御規定荷物といったが、武器類や硫黄以外に米、酒、生蠟、塩、俵物・樽物、古銅類、筏・材木、生魚・前菜物があった。これを扱う問屋たちの独占的な集荷権も制度的に保障したと思われる。取引上は中川番所の通関が物資の江戸入津となっていたので、商人の側でも積極的に中川番所を利用しようとした。こうしたことにより、他に江戸に入船できるルートがあっても中川番所で江戸に入船する船を把握できた理由でもあった。

はじめに

都市の境界は、必ずしも自明のことではない。何を基準にするかによって、一つの都市でも複数の境界が設定できる。例えば江戸の場合、一般的には、町奉行の支配範囲が江戸の範囲と理解されてきているが、他にも江戸、あるいは御府内と呼ばれた範囲は、幕府部局によってさまざまに設定されていた⁽¹⁾。また、研究上の作業仮説としてさまざまに設定されている。本稿では、さまざまに設定された江戸の範囲、あるいは境界を考えるための前提作業の一つとして、河川交通路上の江戸の出入口に位置し、川船改の関所であった中川番所をとりあげてみたい。中川番所は、町奉行所のように明確に線引きされた範囲を管轄地域としていたわけではなく、番所前の小名木川を通じて江戸に入りする船を査検対象としたにすぎない。しかし、中川番所は、番所前を通過する船を査検することによって、江戸の内と外を分ける境界としての機能をはたしていた。この点を中川番所の通関制度からみていくことにしたい。中川番所については、すでに前稿で⁽²⁾、その成立から廃止に至る過程を検討し、中川番所の機能の特質として、軍事・警察的機能が基本であったことを指摘しておいた。しかし、軍事・警察的機能の中心となる武器・武具類の通関制度については、具体的に論及しえなかった。そこで本稿では、まず中川番所の記録である『中川御制札記』(神宮文庫所蔵)と二、三の中川番所通関記録から、中川番所の通関制度と査検の実態を明らかにして

いくことにしたい

また、中川番所の商品流通上にはたした機能についても、前稿では十分に検討することができなかった。この点については、文政四年(一八二二)以降に、中川番所を通関できるようになった商人荷物としての硫黄を例として、検討していくことにしたい。

一 『中川御制札記』について

神宮文庫に所蔵されている『中川御制札記』は、中川番所の通関手続と川筋御成の時の中川番所の対応など、中川番所に関する記録である。中川番が職務遂行上の便宜のためにまとめたものと考えられる。

現在神宮文庫に所蔵されているのは、全三冊で、表紙にはそれぞれ「中川御制札記 一」「中川御制札記 二」「中川御制札記 三」の題簽が貼られている。また、「古事類苑編纂事務所」の印記がみられる。「中川御制札記」は「古事類苑」の編纂のために収集された資料の一つであり、大正三年(一九一四)に古事類苑出版事務所から他の編纂資料とともに神宮文庫に移管され、現在に至っている⁽³⁾。現在の表紙は、時期は不明であるが、後世になってから付されたもので、元来はなかったものと考えられる。内表紙(もとの表紙)にはそれぞれ次のようにある。

一 「宝曆七丁丑八月廿六日

新申合勤方

」

二 「中川御関所

御成之節勤方扣覚

三冊之内

三 「中川御関所

御制札之写并改帳

三冊之内

本稿では便宜的に、一を「新申合勤方」、二を「御成之節勤方扣覚」、三を「御制札之写并改帳」と記すことにする。

「新申合勤方」には、宝暦七年（一七五七）三月二四日から宝暦一四年三月一九日に至る、計一回にわたる中川番三名による寄合での申合せ事項が記されている。

「御成之節勤方扣覚」には、享保二年（一七二七）七月から宝暦七年三月に至る、將軍の川筋御成、中川番所への御成などに際して、中川番や中川番所の対応について、中川番支配の若年寄や町奉行などとの交渉や、中川番の申合せ事項が記されている。

「御制札之写并改帳」には、まず貞享三年（一六八六）の中川番所高札、正徳二年（一七二二）の難破船処理の高札⁴が載っており、続いて鉄砲をはじめとする武器・武具類など、中川番所において一定の通関手続を必要とした物資ごとに通関手続などが記されている。

「御成之節勤方扣覚」、「御制札之写并改帳」の末尾には次のように記されている。

右の外ニ新規被 仰出候義并相番申合候趣共帳面二段々書載之可
申者也

内藤 民部

宝暦五乙亥年六月

船越五郎右衛門

秋元 準人

つまり、右の二冊は宝暦五年（一七五五）六月に、それまでの中川番所の通関手続や川筋御成に関する事項が整理され、まとめられたものと考えられる。しかし、「右之外ニ新規被 仰出候義并相番申合候趣共帳面二段々書載」せるとあるように、その後の記事が追加され、整理されたものが、現在残されているものである。例えば、「新申合勤方」に載っている宝暦七年三月二四日の寄合申合せでは、四季打ち玉込鉄砲を、従来は月に三挺まで通関させてきたが、以降は年に三挺までと改正している。これについて「但三冊帳 戊年与直候事」と付記されており、「御制札之写并改帳」には「年二三挺」と改正後の記事が記されている。また、同じく「御制札之写并改帳」に宝暦七年三月二四日の寄合申合せによる武器・武具類の通関手続に関する記事も追加されている。さらに、「御成之節勤方扣覚」の最初に、宝暦七年三月二四日の寄合申合せ事項が追加されている。こうしたことから現在残されている「御成之節勤方扣覚」「御制札之写并改帳」は、宝暦五年六月に一度まとめられたものを、その後の改正・増補記事を含めて整理しなおし、少なくとも宝暦七年三月二四日以降それほど下らない時期に、中川番によって筆写されたものということになろう。

「御成之節勤方扣覚」「御制札之写并改帳」の表紙には、「三冊之内」と記されている。これは「新申合勤方」を含めて三冊ということではな

ろう。「新申合勤方」の表紙には「三冊之内」とは記されていないこと、また、「新申合勤方」の記事の一つである、前述の四季打ち鉄砲の条項に「三冊帳」とあることから、「御成之節勤方扣覚」「御制札之写并改帳」の外に、宝暦五年六月にもう一冊中川番所に関する帳面が作成されたと理解するのが妥当であろう。現在のところその一冊の所在を確認しえないうが、現存する三冊からその内容を推測すると、次のようになる。

「御成之節勤方扣覚」に「委細之儀者別帳ニ認有之」と記された事項は次のとおりである。

- ① 入津米の通関手続
 - ② 出船銭の通関手続
 - ③ 南部領から江戸本所小梅村新銭座に廻漕する鉛の通関手続
 - ④ 本所小梅新銭座に廻漕する銅の通関手続
 - ⑤ 「新申合勤方」に「三冊帳ニ有之」などと記されている事項は次のとおりである。
 - ⑥ 四季打ち鉄砲の数量制限を月に三挺から年に三挺へ改正
 - ⑦ 老中・若年寄から裏印証文がきた時の処置
 - ⑧ 鉄砲証文の案紙
 - ⑨ 家来印鑑の引替手続
 - ⑩ 当番書の扣
 - ⑪ 中川辺御成の時の詰越
- 右のうち⑥は、「御制札之写并改帳」に記されており、⑩は、「御成之節勤方扣覚」に記されているので、残りの①～④、⑥～⑨が、すべてで

はないにしても、三冊帳の残りの一冊の内容を示していることになる。そこには、享保期以降に、中川番所を通関するために一定の手続が必要となった物資の通関手続、通関のため必要となる証書類や中川番所に関する諸書類の雛型などが記載されていたものと考えられる。

「中川御制札記」について概略を説明してきた。以下本稿では、通関制度を中心に見ていくことにするが、その前に以下では言及しえない問題について簡単にみておくことにしたい。

まず、中川番三名によつて寄合がもたれていたことに注目したい。「新申合勤方」がこの記録であるが、他の二冊にも記事が散見される。中川番の寄合について、寄合日、出席者と寄合場所、申合せ内容について整理したのが、表1である。これからは寄合が定期的にもたれたのか、特に申合せ事項のある場合にのみ寄合がもたれたのかは不明である。しかし、中川番が寄合をもち、中川番支配の若年寄からの指令によるだけでなく、独自に中川番所に関する事項が取りきめられていたことに留意したい。このことは、中川番所が行政上の独立性をもった機関として存在していたことを示しているよう。

平常は中川番の旗本自身が中川番所には詰めず、家来を派遣して査検にあたらせていた。しかし、將軍の川筋御成の時には、自身が詰めて將軍に御目見をした。これが中川番にとって重要な儀式であったことは、「御成之節勤方扣覚」として一冊にまとめられていたことから理解されよう。これには、①当番書の目付への提出、②中川番は五日交代であるが、交代日が御成日にあたった場合の詰越、③当番が病気の場合の助

表1 中川番と寄合

寄合日	出席者(○印は寄合宅)	申合内容	出典
享保6年(1721)8月28日	西郷市正○, 松平老岐守, 水野半左衛門	小松川・亀戸・木下川辺川筋御成の時に江戸大火になった場合は当番の中川番が番所に詰める 本所筋が火事の時も詰める	御成之節勤方扣覚
元文2年(1737)12月	一柳主税, 関兵部, 小出主計	御成当日の魚船の通行	御成之節勤方扣覚
宝暦3年(1753)6月28日	(殿中相番申合事)	御用にて夜中出船の取扱	御制札之写并改帳
宝暦5年(1755)正月25日	内藤民部○外	助番	御成之節勤方扣覚
宝暦5年(1755)2月12日	船越五郎右衛門○外	御成当日通船および前日夜中出船	御成之節勤方扣覚
宝暦7年(1757)3月24日	船越五郎右衛門○, 岡田将監, 鍋島内匠	御成の時の勤方 武器・武具類の通関手続 老中・若年寄からの裏印証文の処理	御成之節勤方扣覚 御制札之写并改帳・新申合勤方 新申合勤方
宝暦7年(1757)8月26日	藤枝帯刀○, 岡田将監, 鍋島内匠	鉄砲の通船証文の書式変更 廻状は公用・私用ともに今後は順達する 永代寺浜御殿に御成の時も船留めする 御成日の魚船の通船	新申合勤方
宝暦9年(1759)11月11日	藤枝帯刀, 岡田将監, 鍋島内匠○	老中および諸家の家来の印鑑の引替	新申合勤方
宝暦11年(1761)4月16日	藤枝帯刀, 岡田将監, 長谷川久三郎○	中川番所に御成の時の当番書	新申合勤方
宝暦11年(1761)8月24日	藤枝帯刀○, 岡田将監, 長谷川久三郎	登城できない場合の手続	新申合勤方
宝暦12年(1762)2月24日	藤枝帯刀, 岡田将監, 長谷川久三郎○	寄合の時に亭主は肩衣を着用しない 新中川番の挨拶の時は主人のみ麻上下を着用し 家来は麻上下を着用しない 寄合の翌日に挨拶の手紙を出すことは廃止	新申合勤方
宝暦12年(1762)5月24日	藤枝帯刀, 岡田将監○, 長谷川久三郎	御成御用のための夜中出船 御成の時の当番書提出と中川番自身の詰番	新申合勤方
宝暦12年(1762)10月24日	藤枝帯刀○, 岡田将監, 長谷川久三郎	夜中入船	新申合勤方
宝暦13年(1763)8月21日	藤枝帯刀, 岡田将監○, 長谷川久三郎	御成の時の詰越等	新申合勤方
宝暦13年(1763)11月24日	藤枝帯刀○, 岡田将監, 長谷川久三郎	中川番所が御膳所となった時の番人の交代 所替の時の武器の通関手続	新申合勤方
宝暦14年(1764)3月19日	藤枝帯刀, 岡田将監, 長谷川久三郎○	御成で中川番所前通船の時の中川番自身詰番	新申合勤方

表2 川筋御成と中川番所

年月日	内容	備考
享保2年(1717)7月	①川筋御成の時の中川番および家来の詰場所と番所の設営, ②御成御用のための夜中出船, ③当番書の書式	若年寄大久保常春へ伺
享保3年(1718)正月11日	方角違の川筋御成の時は中川番自身は詰番しなくてもよい	若年寄大久保教寛の指示
享保3年(1718)8月1日	①中川筋御成の時の御目見, ②御成に関して巡回の徒目付・小人目付の接待, ③御成の時の着服	若年寄大久保常春へ伺
享保3年(1718)8月14日	御成御用のための夜中出船	向井将監から通達
享保4年(1719)7月17日	①中川番所に御成の時の取扱, ②中川番・家来の控場所および着服, ③番所の設営	若年寄大久保常春から通達
享保4年(1719)	①御目見場所, ②助番, ③中川番すべて病気で詰番できない時の届出, ④急病で御目見できない時の届出, ⑤御成日に参府の衆中の入船	若年寄大久保常春へ伺
享保6年(1721)8月28日	①小松川・亀戸・木下川辺川筋御成の時に江戸大火の場合は当番の中川番が番所に詰める, ②本所筋火事の時も詰める	寄合申合
享保12年(1727)正月25日	小次郎(田安宗武)が中川番所近辺に出御の時の取扱	若年寄大久保常春へ伺
享保19年(1734)3月10日	魚船は御成前夜4ツ時迄通船させる	町奉行大岡忠相からの指示
享保20年(1735)5月10日	①魚船は御成当日明6ツ時迄は入船を認める, ②御成後通船を許し還御前8ツ時から船留めする	町奉行大岡忠相からの指示 (元文2年(1737)12月に同内容の寄合申合をしている)
宝暦5年(1755)正月25日	助番などの届出	寄合申合
宝暦5年(1755)2月12日	①御成前日の通船, ②目付からの書付の処理, ③目付から夜中出船の通達のあった場合の処理	寄合申合
宝暦7年(1757)3月24日	①川筋御成の時の入出船の取扱, ②御成御目見の時の老中・若年寄への御礼, ②助番, ③当番書, ⑤交代日に御成の時の取扱	寄合申合
年不詳	①返番・助番, ②当番書, ③御成前夜の御用船通行, 川筋御成の時でも御目見しない場合は中川番自身は番所に詰めなくてよい, ④御成前後に夜中は番所前に高張桃灯を立てておく	

「御成之節勤方扣寛」から作成

番、④御成の時の中川番とその家来の控えている場所、⑤中川番所へ御成の時の番所の設営と中川番・家来の控え場所などが詳細に記されている(表2参照)。また、御成に関する事項は、享保期に整備されていたことが指摘できる。

二 中川番所の通関制度

『中川番所御制札記』の記事は、通関手続についてみると、中川番から中川番所詰番人に対して指示した形式で記されている。この点を確認した上で、中川番所の通関制度について、「御制札之写并改帳」の記事を中心に試みていくことにしたい。

通関手続が嚴重であったのは、中川番所の査検対象の中心であった鉄砲をはじめとする武器・武具類であった。中川番所高札には次のように規定されていた。

鉄砲三挺迄者相改可通之、夫方数多時者得差図可任其意、此外武具可為同前事

鉄砲は三挺までと規定されているが、これは九匁九分以下の筒を一年に三挺まで通関を許すということであった。通関手続は、大名・旗本自身が中川番全員に通関の断わりをし、その上で大名・旗本自身の「自分証文」によって担当役人の「家来印鑑」を事前に中川番所へ提出しておく。通関の時には、「送手形」と右の「家来印鑑」を照合して通関させた。四挺以上、あるいは五百一〇匁以上の制限を越える鉄砲の場合は、

右の手続に加えて「老中裏判証文」を必要とした。四季打ち鉄砲の場合は、前述のように宝暦七年(一七五七)三月に、一カ月三挺から一カ年三挺と改正されたが、大名・旗本や代官から中川番への断わりという手続が省略されている。老中・若年寄の場合も、家来印鑑の事前提出、送手形と印鑑の照合で通関できた(表3参照)。

鉄砲の玉・塩硝・鉄砲合葉・硫黄・鉛の鉄砲に関連した物資や征矢・根矢・矢根についても、数量制限が設けられ、鉄砲と同様の通関手続が定められていた(表4参照)。

弓・槍・長刀・具足についても武士身分内身分によって、それぞれ数量制限や通関手続が定められていた(表4・5参照)。鉄砲に比べると通関手続は簡略であった。なお、一カ年の数量制限のあるものについては、通関量を中川番が把握しておく必要があるため、大名・旗本自身から中川番全員に断わりをすることになっていたと考えられる。

刀・脇差の通関手続が簡単であったのは、他の武器・武具とは異なる意味をもっていたからであろうか。また、棒・蒿口・突棒・竹刀・木刀などは、武器とみなされていなかったようで、特に手続を必要とせず通関することができた。

なお、大名・旗本自身の「自分証文」や「老中御裏印御証文」は直接中川番所に提出することは認められていなかったことが、次の規定から理解できる。

此方方差図無之内、御関所江自分証文又者御老中御裏印御証文持参仕候者、月番誰方江御断之上、当番主人方差図候而通候旨申聞可戻

表3 鉄砲の通関手続

種 別	制限数量	通 関 手 続	例 外 規 定	備 考
玉目9匁9分以下の筒	1カ年3挺迄	主人から中川番へ断わり 自分証文にて家来印鑑の提出 送手形と印鑑を照合 (主人断わりがなければ1挺も通関させない)	〈老中・若年寄の場合〉 家来印鑑の提出 送手形と印鑑を照合 (家来印鑑の提出のないものは当番主人へ注進)	
	1カ年4挺以上	老中裏判証文の提出		
玉目10匁以上		老中裏判証文の提出		
四季打ち鉄砲	1カ年3挺迄	代官証文(幕領)・自分証文(私領)にて 家来印鑑の提出 送手形と印鑑を照合	〈組付与力の場合〉 組頭証文にて与力印鑑の提出 送手形と印鑑を照合	宝暦7年(1757)3月迄は1カ月に3挺迄

「御制札之写并改帳」から作成

表5 武器・工具の通関手続(2)

通行者の別	数 量 制 限				通 関 手 続	備 考
	持筒玉目 9匁9分迄	持弓	具足	槍		
直参衆参勤時の持道具 御三家の家老 万石以上	3挺	持弓台 2, 3組	3領	持槍長刀共 8本	改め	10匁以上は持筒でも通関不可
倍臣 御三家の家来 諸家の家来	○			持鑓1本 長弓1本	家老(御三家)・主人(諸家)から中川 番へ断わり人数に引合せて通関 当番主人からの指示により通関	右の手続がなければ通関不可
諸家の 家来	3千石以上 万石迄			8本	改め	人数不相応の場合は通関不可 (宝暦7年(1757)3月24日寄合申合せ)
	千石以上 2千9百石迄			持槍3本		
家中の者に持たせて通 関の場合		持弓1張	1領	持槍1本 長刀1振	主人の数・分限に合わせて改め通関可	

「御制札之写并改帳」から作成

表4 武器・武具の通関手続(1)

種別	制限数量	通 関 手 続				備 考
		一 般 規 定	国持その外大名衆	御 三 家	老中・若年寄	
具足 弓 槍 長弓	3 領 3 張 3 本 3 振	主人証文にて家来印鑑の提出 送手形と印鑑を照合	主人から中川番に家来印鑑を提出 家来証文の提出 送手形と印鑑を照合	家老から中川番に断わり家老の内証文にて役人証文の提出 送手形と印鑑を照合	家来印鑑 送手形と印鑑を照合	
鉄砲の玉 塩硝 征矢 根矢 鉄砲合葉 矢根 硫黄 鉛	1カ年に 100 99貫目 100 100 49貫目 100 99貫目 99貫目	(通関後印鑑は返却) 主人から中川番へ断わり 自分証文にて家来印鑑の提出 送手形と印鑑を照合 (定数以上は老中証文にて通関)		<家来役人証文で通関の場合> 家老から中川番に役人証文を提出 送手形と印鑑を照合 (通関後印鑑は返却)		
的弓 矢	20張 80筋	送証文 (定数以上は主人断わり)			送証文 (数量制限なし)	証文がなければ通関不可 印鑑提出があればその合印で通関可
寄進武具類 具足 弓 槍 長弓	1 領 2 張 2 筋 2 振	送証文をとる				この外の武具類は員数に准じて通関可
刀・脇差	10腰迄	見分次第				
	10腰以上	証文を取り改め				証文のない場合は番所で証文を申付ける 番所に判鑑がない場合はその証文で通関可
棒・鳶口・ 突棒・刺又・ 熊手類・竹刀・ 木刀類・黒削 槍柄・馬具類	なし	特になし				

「御制札之写并改帳」から作成

事

右にみてきた以外の身分、牢人・僧侶・町医師などについても、携行可能な武器・武具類の品目と制限数量、通関手続が定められていた(表6参照)。ここで注目しておきたいのは、商人・職人が自分の荷物として武器・武具類を通関させることは一切できなかったことである。

武器・武具類以外の中川番所の関所としての査検対象とその通関手続を表7に整理しておいた。これについて中川番所高札には次のようにある。

一女上下共縦槌成証文有之と言ふ共、一切不可通之事

一人忍ひ入へき程之器物者遂穿鑿、無異儀におゐてハ可通之、夫方

少さき器者不可及相改、万一不審之子細あらは、其船を留置急度

可申達事

女性の通関については、

女乗候船不案内ニ而参掛り候者押戻可申候、証文ニ茂及申間鋪候事

但其節之様子次第第二而船留置、主人方立可申遣候事

として、高札文言どおり、一切通関を禁じている。器物の査検や死人・手負・乱心・囚人の通関手続も高札文言どおりとなっていた(表7参照)。

右の外に通関手続を必要とした物資には、一定期間だけ通関手続を必要としたものを含めて、米・銭・鉛・銅があつた(表8参照)。なお、鉛は特定のもの以外、商人荷物は通関できなかったようである。武家荷物の場合は一カ年に九九貫目まで通関できた(表4参照)。

以上の外にも所替の時の武器をはじめとする諸物資の通関、参勤交代の時の物資の通関、夜間入出船についての条項があるが、これは節を改めて論じることにする。

これまでみてきた中川番所の通関制度からいうと、鉄砲をはじめとする武器・武具類が、中川番所通関にあつて特に手続を必要とした物資の中心であつたことが確認できる。また、享保期以降に通関手続を必要とするようになった物資の通関手続が、武器・武具類の通関手続に準じていたことも確認しておきたい。

中川番所通関にあつて手続を必要とした物資の中心である武器・武具類の通関は、武士とそれに准ずる身分についてのみ認められていたであり、商人・職人については一切認められていなかった。しかし、通関手続を必要としなかった物資については、簡単な査検のみで通関できた。つまり、商人が通関手続を必要としない物資を運送する場合には、簡単に通関できたことになる。これが中川番所の査検の形式化として指摘されていることの内容である⁽⁶⁾。中川番所高札に規定された条項については、少なくとも『中川御制札記』にみる限り、規定どおりに通関手続と査検が行われていたことになる。

そこで次に『中川御制札記』に記された通関手続や査検が、実際にどのように行われたのかを、やや特殊な事例であるが、古河藩における所替物資の通関と仙台藩の参府物資の通関を例としてみていくことにする。

表6 諸身分の武器・武具の通関

種 別		通 関 の 可 否	例 外 規 定
槍持を連れた侍	的弓	通関可	
	長刀	通関不可	長刀持がいれば通関可
的弓	足軽迄	1人に2張迄通関可	
	中間躰	送証文がなければ通関不可	
牢人	持槍・弓・長刀	通関不可	〈引越の場合〉 着領具足 2領迄 持替の槍・長刀 2, 3本迄 住所等を届けさせ、番所で証文を申付けて通関可 (定数以上は通関不可)
俗躰の者	槍	通関不可	槍持がいれば通関可
	的弓	通関可	
	長弓	通関不可	
長刀	門跡	特別通関可	
	その外の出家衆	通関不可	
町医師	長刀	通関不可	〈引越の場合〉 槍・長刀 1, 2本迄 具足 1, 2領迄 弓・槍・長刀 2, 3本迄 証文を申付けて通関可 (定数以上は通関不可)
弓打・鉄砲張・矢師・具足師		武具に証文が添えてあっても通関不可	
船中用心道具 (弓・槍・長刀等)		侍の携行品でなければ通関不可	
槍の柄		穂先がなくとも、仕込穴があれば本槍と同様であるので、送手形が添えてあっても通関不可	
武具類寄進物		町人の寄進物は通関不可	〈印鑑提出のある家中から頼まれて町人が持参の場合〉 送手形と印鑑を照合して通関可

「御制札之写并改帳」から作成

表7 その他の査検物資の通関手続

種 別	通関手続	例 外 規 定	備 考
女	一切通関不可		様子によって停船させ当番主人に連絡
死人・手負・ 乱心・囚人	自分証文	〈老中・若年寄の場合〉 番所にある判鑑の家来証文にて印鑑を照合	当番主人の指示がなければ通関不可
		〈寺社奉行・町奉行・勘定奉行所役人の場合〉 自分証文にて断わり 家来・与力の送手形と印鑑を照合	
遺骨	送証文		証文のない場合は番所にて証文を申付ける 番所に判鑑を提出してある場合はその送手形でよい
器物	見分次第		重量のある場合は中を明けさせ改める 長持10棹程の場合はすべて明けさせ改める

「御制札之写并改帳」から作成

表8 諸物資の通関手続

種 別	入出船の別	通 関 手 続	備 考	査検の開始・停止年月日	
米	入		10日毎に入船量の書上に送状写を添えて勘定奉行月番に提出	享保16年(1731)7月1日開始	
銭	出			元文元年(1736)9月20日開始 寛保2年(1742)7月24日停止	
鉛	南部領から江戸本所小梅村新銭座へ廻漕分	入	新銭座請負人南部屋八十治の印鑑と送証文を照合	数量制限あり	元文2年(1737)4月23日開始 寛保元年(1741)限り(鑄銭停止のため) (寛保2年(1742)12月停止)
	足尾銅山の銅吹立用	出	代官池田新兵衛の印鑑と証文を照合	数量制限なし	享保7年(1722)2月15日開始
	一般の鉛	入	停船させ当番主人に連絡		
銅	本所小梅新銭座へ廻漕分	入		10日毎に入船量の書上に送状写を添えて勘定奉行月番に提出	元文3年(1738)5月22日開始 延享元年(1744)8月10日停止
	足尾銅山からの御用銅	入	箱のまま通関	不審な点があれば数量を確認し通関させ当番主人に注進	
	蕤包の銅		見分次第	数量制限なし	
	一般の銅		改め	不審な点があれば停船させ当番主人に注進	

「御制札之写并改帳」から作成

三 所替物資の中川番所通関

大名の所替に関して、「御制札之写并改帳」には次のように規定されている。

所替杯ニ而御老中御証文出、武具類大分通候節者、船老艘ニ而御証文尅通・送手形尅通迄ニ而通候得共、武具取分幾舟ニ而茂度々通候節者、兼而家来印鑑取之、其度毎ニ家来送手形印鑑入念引合、御証文之都合無相違改通可申候、但先方も被承合候者右之段申談、武具取分ケ幾船ニも被差越候ハ、尅艘ニ送手形尅通宛御指添候様可申談候事

附、武具通済候ハ、当番主人江注進可仕候、此外ニ茂自分断ニ而鉄鉤通候節も可致注進候、右之趣御番所も申越候者、相番中江廻状ニ而可申遣候、参府之方持筒并持参ニ而少宛通候武具類茂可致注進候事

所替の時の物資の通関に関する規定は、武具類に関する規定のみで、その他の雑荷については特に規定されていない。これは前述したように数量制限があったのは、武具類であったからである。つまり、所替の時には、制限数量をはるかに越える武器・武具類を通関させるため、その手続として前述の老中裏判証文を必要とした。そして、事前に提出された家来印鑑と送手形を照合し、老中裏判証文と武器・武具類の数量を確認して通関させることになっていた。通関後に番所から当番主人(中川

番)へ注進し、当番から相番へも連絡することになっていた。

また、宝暦十三年(一七六三)十一月二四日の寄合では、次のように申合せられている。

月番之節、就所替、武器通船之儀承合参候ハ、何頃通可申哉承届、当月と申候ハ、当ル月番取計、来月相通候者来月月番江差遣可申候、右之心得ニ而使者江相答可申候、仍而廿五日過候ハ、勿論来月番江差向遣可申事

こうした所替の時の中川番所通関について、宝暦期の古河藩の例からみていくことにする。

宝暦九年(一七五九)正月、本多忠敏は古河から石見浜田へ五万石で転封させられた。そして、本多家の跡には松平康福が石見浜田から五万石で古河に入封した。その後松平氏は宝暦十二年九月に三河岡崎へ五万石で転封し、その跡に土井利里が肥前唐津から七万石で古河に入封した。

古河と江戸の間の河川交通路上の関所として、中田関所⁽⁸⁾・関宿関所・中川番所の三カ所が設置されていた(後掲図1参照)。また、江戸と上方方面などとの海上交通路上には浦賀番所があった。

古河藩の所替で、右の三カ所の関所の通関に関して、本多家の古河から石見浜田へ、松平家の古河から三河岡崎へ、土井家の肥前唐津から古河への事例からみることが出来る。この三例の所替の時の物資の運送を請負ったのは、江戸小網町一丁目の川舟問屋白子屋権兵衛、古河舟渡町の舟問屋貞五郎、同石町の田村屋安左衛門に加えて、廻船問屋は、本多家の時は江戸北新堀大川端筑前屋新五兵衛、松平家の時は江戸小網町一

丁目鳥居九兵衛であった。土井家の時の廻船問屋は不明である。

中田関所・関宿関所・中川番所の通関について、まず本多家の古河から江戸への荷物の運送からみていくことにしよう。宝暦九年五月一四日から七月二日にかけて、船数総数六一艘、荷数総数三四二八箇が古河を出船している。この外に四三艘が「江戸廻」しされていた。所替の時の物資は、雑荷物と武器荷物に大別されていた。その内訳をみると、雑荷物船三七艘、荷数二〇一三箇、武器船二四艘、荷数一四一五箇であった(表9・10参照)。

所替の物資を運送した船の所属河岸は、古河を中心として、その周辺の河岸であったが、必ずしも古河藩領内の河岸ばかりではなかった。このことから、河川運輸業者のネットワークが、藩領を越えて広がっていたことを確認できる。

古河河岸出船にあたっては、藩役人の立会いのもとで荷物が船積みされ、それぞれの船に番付をして、入日記・目録・送状が船頭に渡されている。武器荷物を積載した船には、上乗りを必要としたため、二四艘で二人の上乗りが藩から付けられている。雑荷物については上乗りを必要としなかった。雑荷物の場合には、関所の通関にあたって特に記録すべき事項もなかったようで、通関記録は武器荷物を中心としたものになっている。

中田・関宿・中川の通関のために、留守居役からこの三カ所に証文を提出している。武器荷物については、「御上御家中様共惣都合一紙、御老中様御裏書御証文」を右の三カ所に提出し、その上で家老兩人の印鑑を

提出した。ここまですが事前の通関手続である。

中田関所の通関については、武器荷物が古河を出船すると、古河から藩役人が中田町に詰め、中田関所での査検に立会っている。また、武器類を荷揚げして査検する場合の船揚げ人足、荷物の切解きや梱包のための人足、船積み人足の世話など、中田関所での査検に関するさまざまな事項を、請負業者である古河の安左衛門が世話をしている。なお、武器の査検にあたっては、栗橋船問屋六人も立会っていた。

関宿関所の通関についても、古河から藩役人が詰めて査検に立会っている。武器荷物を陸揚げしての査検についての世話は、古河藩の関宿における「御舟宿」である青木平右衛門があたっている。査検については次のように記録されている。

御改之節、向御関所之御改地所へ一艘限不残舟上ケ仕、御荷物切解銘々御改被遊候二付、舟数廿四艘二付、日数十一日手間取申候
武器荷船二四艘の通関に一日間を要している。これは一日間にわたって査検が行われたわけではない。

廿四艘之御改所へ相揃候而、御改相済不申候舟之義ハ、御関所も余ほど川上へ引登せ申候、又々翌日御改所へ乗下ケ申候、依之日数手間取申候

武器荷船二四艘は、六月一五日から二二日にかけて古河を出船した。この二四艘すべてが揃ってから査検を開始したため、日数がかかったというのであろう。

中川番所の通関についても、江戸から藩役人が借宅をして、詰めて査

表9 宝暦9年(1759)本多家所替雜荷物箇数

出船日		5月14日	5月15日	5月17日	5月27日	5月28日	6月1日	6月22日	7月2日	計
船数	惣船数	10艘	3艘	2艘	8艘	6艘	6艘	1艘	1艘	37艘
	所属河岸別内訳	古河3艘 栗橋4艘 猿田1艘 羽田1艘 奥戸1艘	古河3艘	古河2艘	古河4艘 栗橋3艘 猿田1艘	古河3艘 酒巻1艘 奥戸1艘 境1艘	古河6艘	部屋1艘	古河1艘	古河22艘, 栗橋7艘, 猿田2艘, 羽田1艘, 奥戸2艘, 酒巻1艘, 境1艘, 部屋1艘
荷物数	長持櫃	201棹 234箇	43棹 13箇	37棹 40箇	99棹 164箇	84棹 126箇	92棹 83箇	14棹 2箇	17棹 12箇	587棹 674個
	葛籠	18箇	2箇	2箇	25箇	23箇	14箇		7箇	91箇
	樽桶	11箇	6箇		28箇	27箇	12箇	1箇	1箇	86箇
	箱	85箇	40箇	57箇	53箇	49箇	56箇	1箇	8箇	349箇
	簞笥	24箇	10箇	2箇	11箇	16箇	7箇			70箇
	長物	10箇								10箇
	屏風	20箇	14箇	8箇	1箇	2箇	4箇			49箇
	勝手道具	4箇	3箇							7箇
	世帯道具				2箇	4箇			1箇	7箇
	世帯戸棚				5箇	6箇	9箇			20箇
その他	6箇	10箇		1箇	5箇	1箇	9箇	17箇	3箇	7箇 56箇
計	613箇	141箇	146箇	393箇	349箇	287箇	35箇	49箇	2013箇	
外に	棒 槍 送り 菟包古木		103本 4本	27本1包	57本 1包 1袋	56本 1包	21本7品 1袋		6本 1箇	270本1包7品 4本2包 2袋 1箇

「大廻送之扣」(『古河市史』資料 近世編 380-397頁) から作成

表10 宝暦9年(1759)本多家所替武器荷物箇数

出 船 日		6月15日	6月15日夕	6月17日	6月20日	6月22日	計
船 数	惣 船 数	3 艘	5 艘	4 艘	8 艘	4 艘	24艘
	所属河岸別内訳	古河 3 艘	古河 2 艘 栗橋 1 艘 境 2 艘	栗橋 4 艘	栗橋 3 艘 友沼 2 艘 網戸 1 艘 乙女 1 艘 新波 1 艘	新波 3 艘 部屋 1 艘	古河 5 艘, 栗橋 8 艘, 境 2 艘, 友沼 2 艘, 網戸 1 艘, 乙女 1 艘, 新波 4 艘, 部屋 1 艘
荷 数	鉄砲	195箇	115箇				310箇
	石火矢		11箇				11箇
	鉄砲関係用品		155箇				155箇
	弓矢関係			177箇			177箇
	具足関係				220箇		220箇
	長柄・槍関係					110箇	110箇
	その他				272箇	160箇	432箇
計	195箇	281箇	177箇	492箇	270箇	1415箇	

「大廻送之扣」(『古河市史』資料 近世編 380-397頁) から作成

検に立会っている。武器荷船二四艘の査検は二日で完了している。中川番所が関宿関所に比べて短い期間で査検が完了したのは、中川番所の査検が形式的であつたからではなく、査検方法の違いに起因していたと考えられる。この点は後述する土井家の例で明らかである。なお、錠前付の荷物については、古河出船の時に鍵が船頭に渡されている(表9参照)。

松平家の場合、簡単な記録しか残されていないが、本多家の場合とほぼ同様であつた。ただ古河出船にあつて、留守居役からの証文が船頭に渡されており、これによつて中川番所・浦賀番所を通関していることが付け加えられる。

土井家の場合も、右の本多・松平両家と同様の通関手続がとられている。留守居役から中川・関宿・中田の三カ所に印鑑が提出されている。武器荷物は総計一〇七八箇、船数三九艘で、四月三日から五月三日にかけて江戸を出船した。船ごとに上乗りがつけられた。このうち鉄砲は一四一七挺で箇数一一三箇、外に鉄砲玉二箇を含めて、船数七艘であつた。そして、鉄砲荷物には、船ごとに敷菰一〇枚・縄一〇房づつが別に積込まれていた。これは関所で査検のため荷物の切解きが行われた時に、荷物を梱包しなおすためのものであつた。

中川番所への出役坂田安兵衛は小名木村名主勘右衛門方を、関宿関所への出役岡野小右衛門は関宿の「古河御舟宿」青木平右衛門方を、中田関所への出役山本勘兵衛は栗橋宿仙台屋伊右衛門方を宿とした。また、通関の時に関所へ提出する証文(送手形)は、留守居役が発給し、中川番

所については土井家から直接出役の坂田安兵衛に届けられ、関宿・中田両関所については、請負業者を通じて船頭に渡された。

中川番所の通関については、次のように記録されている。

中川御改之儀、御武器不残相揃不申候而ハ、通船不被仰付候由二初発ハ相聞候得共、手筋定相成候哉、御鉄砲船七艘両日に江戸出船いたし、中川へ参申候、御改両日二相済、早速出船被仰付候

御改之次第

御砲砲壱・式・三番船迄ハ式箇三箇ツ、輕キ箇計船五取場包ヲ切解御改被成、重キ箇船ニテ御切解、御改被成候、殘四艘ハ船ニてさつと御改被成候、玉ハ御番所前へ取場候へ共、急度数等御改被成候様子ニも相聞可申候、其外之御武器差札と御証文を御引合、舟之内ニテ御改被成候、尤品ニより御切解被成候も有之由承申候

鉄砲荷船のみ三艘分が荷物の切解きによる査検が行われ、残りの四艘は簡単な査検ですんでいる。二日間の査検完了後、すぐに通関を許されている。この外の武器荷物については、部分的に切解きによる査検も行われたが、差札と証文の照合で通関を許されている。なお、通関にあつて、「御老中様御裏書御証文之數より不足ニテハ不苦候、過上ニテは相済不申候」と、中川番所から申渡されている。また、査検にあつた役人は、番頭衆当番二人・同立会四人・添番当番一人・小頭衆一人・世話やき一人・物書一人・同心五人・中間七人であつた。

関宿関所の通関は次のとおりである。鉄砲荷船七艘は四月二〇日・二

一日の二日間で査検を完了しているが、「御老中様ニ紙御裏書ニ付、御武器不残相揃不申候内ハ、古法ニて出船不相成候由」というように、武器荷船三九艘すべての査検が終了するまで通関が認められず、江川村に停船を命じられている。しかし、その後、「御鉄砲計ハ此度新例と御改」つため、五月四日に通関を認められている。鉄砲以外の武器荷船三二艘については停船が命じられ、すべての査検が完了した五月一三日に通関を認められている。査検方法をみておくと、鉄砲・陣弓・槍・長刀は、重量のあるもののみ船中で、その外はすべて陸揚げして切解いて査検している。また、刀剣も切解いて査検している。その外の武器は差札と証文の照合のみで、品によつては切解いて査検をした。査検には物頭一人・目付一人・関所番人四人・手形説二人・足軽五人・中間二人があたつてゐる。古河藩出役の岡野小右衛門は査検に立会わず、査検の開始と完了の時に関所役人へ挨拶をしただけで、宿にもどつてゐる。査検に立会つたのは「古河御舟宿」の青木平右衛門であつた。

中川番所と関宿関所の査検は、鉄砲荷船七艘について二日間かかつてゐることなど、基本的には相違はなかつたと考えられる。鉄砲荷物の査検完了後すぐに通関を認めるか、すべての武器荷物の査検が完了するまで通関を認めないかの違いである。中川番所ももとはすべての査検が終了するまで通関を認めなかつたようである。また、関宿関所でも結局は鉄砲荷船のみは先に通関を認めている。右のような違いは、中川番所では関宿関所のように多くの船を停船させておく場所がないという地理的条件によつており、そのため鉄砲荷船を先に通関させたと思われる。

つまり中川番所の査検は、他の関所と異なる点はなく、武器荷物、特に鉄砲については厳重な査検が行われていた。また、前項でみた通関制度がそのまま実際に適用されていたことが確認できる。

四 参勤交代と中川番所通関

参勤交代の時、大行列と荷物の運送は、幕府から指定された、助郷制度の整つてゐる五街道などの本街道を通行することになっており、脇街道などを通行することは、出水によつて本街道が通行困難な時など、特別な場合に限られていた。¹⁰⁾

仙台藩は奥州道中を通行することになっていたが、天明元年(一七八一)四月の江戸参府の時から、一部の荷物について次のような運送ルートの変更を行つてゐる。¹¹⁾ それは、江戸参府の道中で、「御寓御休御用立御荷之外」の荷物(江戸入用荷物)について、阿久津から山川まで鬼怒川を積下し、山川から境までは陸上輸送し、境からは再び江戸川を積下し、江戸まで運送するというものであつた(図1参照)。なお、右の荷物には武器・武具類は含まれていなかった。仙台藩が江戸入用荷物の運送ルートを変更しようとしたのは、「全躰ニ而近年ニ至り白沢石橋辺迄至而人馬不足、時々指滞候義御座候」という理由からであつた。

仙台藩は、その前年の安永九年(一七八〇)から各方面と交渉を行つてゐた。まず安永九年一二月に、奥州道中筋の石橋・宇都宮・白沢の本陣・問

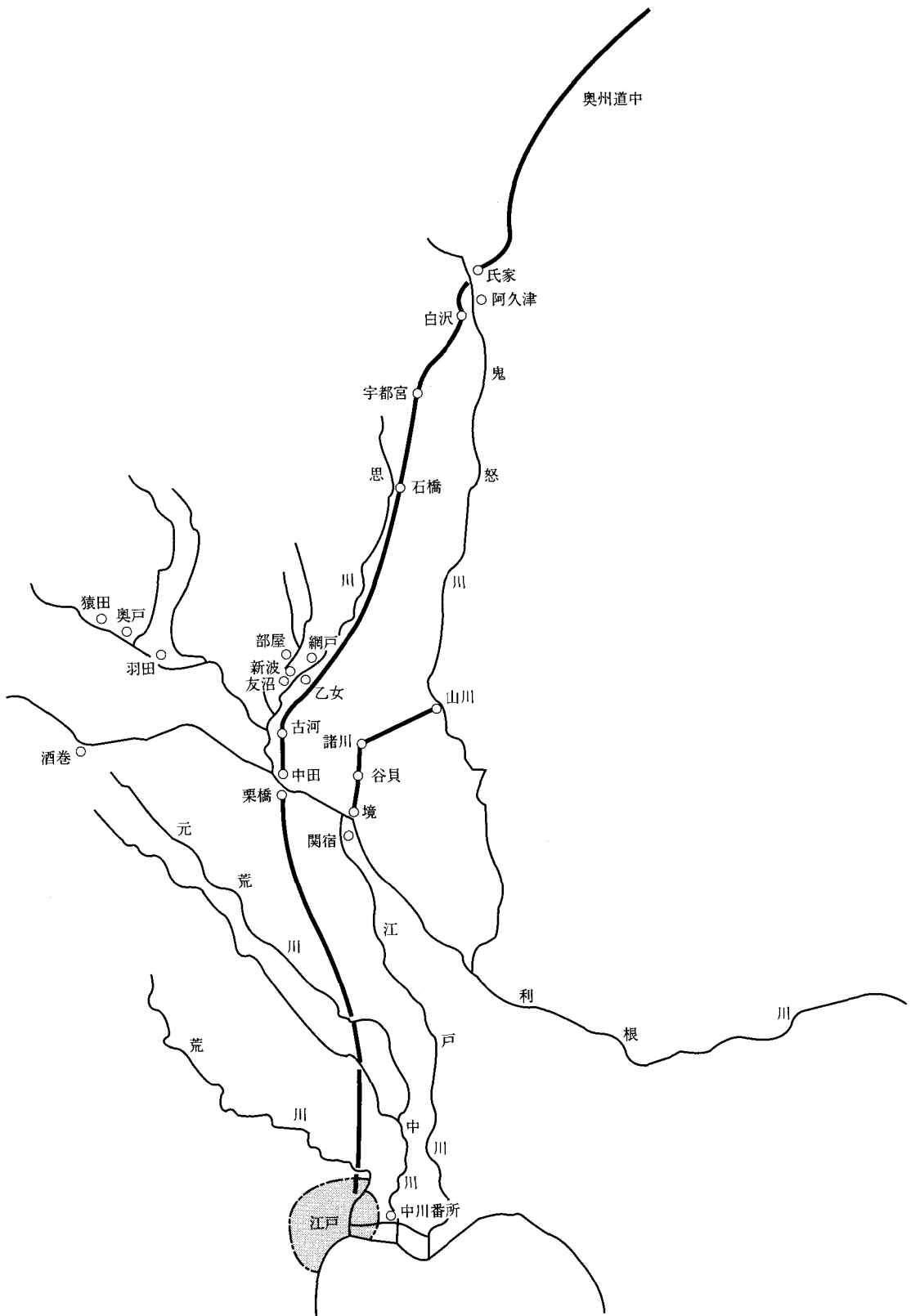


図1 利根川水系と中川番所

屋へルート変更について問合させた。本陣・問屋たちは、「当駅者勿論助郷村々困窮仕、人馬不足ニ罷成候」として、ルート変更によつて運送荷物が減少すれば、「駄送仕候義手繰よく御座候」と賛成しつつも、「安久津川下ケニ被成下度与申義者 駅役之義故難申上候」という留保もしている。

同月に新ルートにあたる氏家本陣・問屋や阿久津河岸飛脚宿、谷貝町、諸川町、山川の間屋・名主、境河岸問屋へ荷物運送について問合させている。

氏家本陣・問屋からは、次のように道中奉行の指示があれば阿久津河岸へ運送するとの了解をえている。

安久津川下ケ之義者道中御奉行様江御届被遊、其段被仰上ハ、御先触之通何分安久津河岸江継立可仕候

阿久津河岸飛脚宿からは、運送について次のように回答をえている。

当河岸之儀、昼舟ニ而朝五時前出舟仕、風雨之差障無之候得者一日運送仕候

山川から境までの陸上ルートに関しては、山川名主・諸川町問屋から、次のように支配代官からの指示があれば人馬を出すという了解をえている。

助郷迎も無御座場所ニ有之候間、決而御請仕兼候得共、御支配所方御下知御座候得者、助郷人馬何程ニ而茂無御滞継立可仕候
谷貝町問屋からも次のような了解をえている。

当宿之儀者助郷決而無御座、漸捨五疋捨五人ならて継立相成申間敷

候

さらに境河岸問屋からは、次のように関宿関所・中川番所通関のための手続が必要であるとの回答がなされている。

当河岸之儀ハ平生夜舟ヲ下ケ、縦者今日積立、即日出舟仕、風雨之差支無之候得者、明朝江戸深川迄着船仕候、御長持之類者於御関所御改之品ニ御座候得ハ、関宿御関所・中川御番所共ニ御印鑑御指出、御断被遊候様可被成下候

右のような旧ルート・新ルート両者の宿本陣・問屋などに問合させの結果、ルート変更にてに問屋がないことを確認した仙台藩の交渉は、次に氏家本陣・問屋が指摘した道中奉行と、境河岸問屋が指摘した関宿関所・中川番所などへと移行していった。

安永一〇年二月に、仙台藩は道中奉行安藤惟要の用人へ、「大所荷物并常式家中荷物」の阿久津からの川下げについて問合せている。この時に仙台藩は、前述した奥州道中筋の石橋・宇都宮・白沢の本陣・問屋の回答をねじまげて、次のように問合せている。

安久津川下ケニ相成候得ハ、右大分人馬相減、駅々ニて茂手繰宜御座候間、右川下ニ相成候様仕度与問屋共申出候
ルート変更を本陣・問屋が申出たのではないことは前述のとおりである。なお、川下げするのは「荷数百駄位」としている。

翌三月には道中奉行から次のように、ルート変更についての了解をえている。

御書面荷物安久津河岸ハ船積之儀、右者御届茂可被成筋ニ候哉、御

相對ニ而可相濟哉之旨、先達而御問合ニ御座候処、一躰平生之道筋と違、新規之事ニ付、執ニ茂御用番江御伺被成方与存候旨、御挨拶ニ候処、右宿々江御役人中被差出、御掛合在之候処、安久津通り川下ニ相成候方、人馬相減、宿々ニても手繰宜趣、問屋共申出候上ハ、荷物川下之義御相對次第之事と存候

仙台藩はルート変更を問屋たちの申出ということにして道中奉行の了解をとりつけたのであった。道中奉行はルート変更によって、荷数が減少しても、奥州道中筋の問屋たちに問題がなければそれでよかつたのであろう。

道中奉行との交渉と並行して、関宿関所・中川番所へ通関手続の問合わせをしている。これは道中奉行から回答をえてからでは、「御参符御問なく罷成」つてしまうため、「前以承合候方与内々久世出雲守并溝口大膳殿御用人共」に問合させたのであった。

中川番溝口直之の用人からは次のように回答があつた。

大守様御参符被遊候節、御大所御荷物并御家中荷物之義、安久津右川下ケニ被成、中川御番所前通船ニ付、御委細被仰下趣奉承知候、如仰下候御目付役之御方様御印鑑被指出被置、通船之節右之御方様より御証文被指遣候得ハ、相障義無御座候、左様被思召可被下候、且亦右御印鑑被指遣候節者、主人方へ御使者を以被指遣候先格取計ニ御座候得共、

御参符前御繁多之御義、御手前様も私共迄御手紙御添被成被遣候ハ、早速御番所江指出置可申候、是又左様思召被下候、右に付段々

被為入御念候而、被仰下趣主人江も可申聞候

目付役の印鑑を事前に提出しておく、通関の時にその印鑑による証文を出せばよかつた。また、その印鑑は、程村紙で、寸法は長さ五寸位、横四寸位でよいとされている。

三月二日には関宿関所預り支配の久世広明留守居から次のような回答があつた。

駄荷之外御長持等之義者船積御用ニ付、関宿御関所通方、前以御内々御問合之趣被入御念候事共、委曲致承知候、関宿関所下り船改方之義者、女并鉄炮武具無之哉と世事之間、其外蓬明せ相通、上乘三人以上ハ舟頭御関所江上り相断罷通候上ニ而、証文等ニ及不申候、尤前髪立者御関所江上ケ、相改候事ニ御座候

関宿関所の場合は、女性及び鉄砲などの武具以外の荷物については、印鑑や証文の提出を必要とせず、査検のみで通関できた。この点でいうと、中川番所の方が通関手続は嚴重であつたといえる。三月には山川・諸川支配代官内方鍔五郎からも助郷微発の了解をえている。

このように仙台藩の参府荷物の通関手続は、前述した『中川御制札記』に記された通関手続がそのまま実施されていたことを確認しておきたい。

五 夜中通関について

中川番所の夜中通関については、番所高札に次のように規定されている。

江戸より出船者夜中一切不可通之、入船ハ不苦事

江戸からの夜中出船は一切認めないが、入船はかまわないという規定であるが、この条項は部分的に修正を加えられていった。これを『中川御制札記』からみていくことにしよう。

まず「御制札之写并改帳」には、夜中入船について次のように規定されている。

夜中入船之次第

一夜中入船者不苦といへ共、改安き者改可通候、難改無覚束舟者夜明候而改可通候事

一野菜之舟・魚船無滞可通候、然共穀物或者荷物積合、又者乗合之人船頭共八、九人より多キ時者不可通候事

一塩船一切不可通候事

一御用之由ニ而御役人之内通被申候者、子細承合、仮名等相尋書留置通可申事

一御直衆参勤之節、被通度と断之時者、主人乗船迄者可通候、尤供一舟茂疑敷無之候ハ、二、三艘迄者可通候事

無条件で夜中入船が認められていたわけではなく、特に塩船は一切入船が認められていなかった。穀物など積合いの荷船や船頭を含めて八、九人以上乗船している場合も入船は認められなかった。その外でも査検しにくい場合は、夜明けまで停船させ、夜明けに査検して入船させることになっていた。御用で入船する役人の場合は名前などを確認して入船させた。直参衆の参勤の時は、主人乗船と供船二、三艘までは入船させ

ている。なお、野菜船・魚船は無条件で入船を認められている。

宝暦一二年(一七六二)一〇月二四日の寄合では次のように申合せられている。

一夜中入船雖不苦、改安者改、難改者夜明可通与有之候得共、此後者 御三家方

御三卿様御家中入船断候ハ、御用筋承届、御法度申達可通之事

一諸家方主人急用ニ付夜中入船断候ハ、御法度申達、証文取之吟味之上可通之候事

一町人御用ニ付夜中入船断候ハ、御用之品承届可通之、但御用ニ而茂慥成印シ無之候ハ、為致証文相改入船可通之候事

右之外者只今迄之通夜中入船取計可申

夜中入船の基準が緩和されてきている。しかし、それは御三家・御三卿の家中大名・旗本に限りであり、町人の場合は御用の時に限られていた。一般の入船基準については変化がなかったといえよう。

夜中出船について「御制札之写并改帳」には次のように規定されている。

夜中出船之次第

一夜中出船之儀、縦御用之儀申立被通度と断在之候共、御高札之趣、夜中出船者一切不可通と御座候段申談、不可通之事

附、早速主人方江注進可仕候事

一御老中方・若御年寄中夜中出船ニ而、御通候儀者格別之御方ニ候間、不及伺早速御通被成候様可仕候事

附、右之御方夜中御番所前御通候者、面々紋付之丸挑灯ニ張燈し可申事

一奥向之衆中ニ而茂夜中出船被致度と在之候者、御制札之趣申達、其上ニ而も被通度と被申候者、仮名承届無滞相通可申事

但先年大久保長門守殿(若年寄、教員)御切紙ニ而、日部下丹波守殿事御用ニ付船橋迄被相越候、今夜中中川御番所被相通候間、無滞相通候様可被致候、丹波守儀向後不限夜中可被罷通候、其度々此方者申遣間敷候之条、無滞相通候様兼而可被相心得候、且又松下

専助(義力)□茂今夜中御番所可被罷通候、尤是ハ自(今カ)□共前々之通弥無滞相通候様可被相心得与有之候、右両人之衆中当時御役不被相勤候得共、後日番之者考ニ相成儀茂可有之哉与記置候事

老中・若年寄の夜中出船は特別に認められていた。また、將軍側近の場合にも、名前などを確認した上で、夜中出船を認めている。これは但書にみられるように、享保八年(一七二三)秋に船橋での砲筒訓練のため夜中出船が行われたことと関連している。翌享保九年正月一八日に、若年寄大久保常春へ中川番月番一柳直長は次のような何書を提出している。

去年之秋黒沢木工之助・田付四郎兵衛就御用御鉄砲大筒船橋江差越(鉄砲方、直久)候由、中川御関所通申候、此段者前々御老中御証文ニ而、夜中茂度々

之断ニ者不及候間、其心得可仕旨御文法ニ而相極り申候、松下専助其外奥之衆中者夜中ニ而茂無滞相通候様ニ前方大久保長門守殿被仰聞候、然所去秋船橋大筒為打被申候節、夜中御用之由ニ而通被申候衆大勢御座候、去秋者御留守居衆又者御目付衆断手紙差越被申候、

差掛り候義ニ付、右御用滞候而者如何ニ奉存候故、先相通申候、前方者御老中方各様方之御指図、又ハ右何茂様方御差図之由ニ而、御役人中方断有之候而相通申候、此已後去秋之通御役人方御用之由申来候者、何茂様御差図不申来候共、夜中ニ而も無滞相通可申哉、此段奉伺候

従来は老中証文による断りで夜中出船を認めてきたが、船橋砲筒訓練の時には留守居・目付からの「断手紙」で夜中出船させた。今後はどのように取扱つたらよいかとの問合わせである。二月一日に大久保から「向後茂御留守居・御目付断有之候ハ、無滞可相通候」と回答があつた。後述するように、これ以前にも川筋御成の時、御成御用で夜中出船する場合、目付からの断わりで出船させていた。

宝暦五年(一七五五)二月一二日の寄合でも、御成前夜出船について右のことが申合せられている。また、「御成之節勤方覚扣」に次のようにも規定されていた。

一御成之前夜御用船断次第相通候得共、断無之候而も、御成御用与相見候船者相通可申事
一御成前夜奥向之衆夜中被相通候者、何方も無断候得共、仮名承届可相通候事

御用での夜中出船の通関手続が緩和されてきているといえる。しかし、一般の夜中出船が認められないことは変わりはなかった。なお、右の船橋砲筒訓練など夜中出船に関連した事項について、「御制札之写并改帳」に、宝暦三年六月二八日の申合事項として次のように記されている。

一夜中出船大目付・御目付・御船手方・伊奈半左衛門殿御用ニ而通被申候者、御制札之訳申達、其上ニ而茂通可被申との義ニ候ハ、被相通候段、主人方江可申遣由申達相通可申候、右之外御役人中ニ而も一切通申間鋪之事

一船橋御鉄鉋見分之節、定断有之衆中者勿論無滞可相通候、右之外之衆ニ而も御用之由ニ而夜中出舟有之度との事ニ候ハ、其上番人罷出承届、先達而御断ハ無之候得共、御用筋ニ而御座候得者、滞候而者如何奉存候間、御通候様ニ与可申候、当番主人方江茂此段可申達旨先方江申達、早々主人方江注進可仕候事

一田付四郎兵衛殿・井上左太夫殿組之同心御鉄鉋持参候節、何挺ニ而茂玉目無構、定御断候間、昼夜不限印鑑引合可相通候事

但御連印之御老中不殘御退役之節者、御証文御引替之儀、四郎兵衛殿、左太夫殿江可申達候、尤御老人ニ而茂御役御勤被成候ハ、不及其儀候事

一四郎兵衛殿・左太夫殿同心同道ニ而参候節、万一合印計持参申候者、合印持参之方者相通、持参無之方者相通申間敷事

但鉄鉋通候者注進可仕候、其外鳥打罷越候分者、御番所帳面ニ印置不及注進事

一丑八月三日当御番從御目付中、御番所江御小人目付を以口上ニ而被申聞候ハ、今夜中歟、明夜歟、御用ニ付御箆等奉行衆組共船橋江出舟有之候間、相通可申旨申越候、番人御請書差出候事

一御番所江御目付中_ら使ニ而、夜中出船之衆中之断申来候者、承届

可相通候、尤主人方江早速可及注進候事

一船橋御鉄鉋見分之節、中川御番所前夜中出船之断書屋敷江致到来候者、請取之方何れ之当番ニ而茂、早速直ニ御番所江差遣可申候、其以後相番中江可致廻状候事、若留守江致到来候而茂、家来方_(江脱カ)右之段手紙差添、御番所指遣可申候、尤其以後相番中家来迄以廻状右之趣可申遣候

これまでみてきた夜中入出船に関連して、次に川筋御成の時の通船についてみておくことにしよう。

享保二年(一七一七)七月に中川番は、若年寄大久保常春へ御成御用で夜中出船の取扱いについて問合せている。大久保は「御目付方断次第可被相通候」と回答している。宝暦二年(一七六二)五月二四日の寄合では、「向後御成御用違無之候ハ、吟味之上家名承届相通可申事」と申合せられており、通関手続が緩和されている。

また、享保二年七月二〇日に、稲葉多宮との相談で、御成当日については、「御用船之外者所々ニ而船留」めしているので、一般の通船を認めないとしている。

享保四年には、御成当日の参府衆中の入船について大久保常春に問合わせ、次のような回答をえている。

川筋 御成日船留之節、参府之衆中入船被申度旨断之候ハ、御参府格別之儀御座候、此川筋構_茂無御座候ハ、御通船可成候、大川筋之儀者如何御座候哉不存候、先ニ至り御聞合可被成由可致挨拶候、但本所川筋 御通船之節者、其趣申談被差扣候様可申達候事

本所川筋への御成でなければ、参府の場合は御成当日の入船を認められていた。

このように川筋御成の時には、一般の船の通関が規制されていた。しかし、魚船については特例が設けられていた。享保一九年（一七三四）三月一〇日に町奉行大岡忠相から、中川番へ次のような問合わせがあった。

中川御番ニ而川筋 御成前夜四ツ時迄可被相被承候、魚船之儀御成前夜四ツ時迄可被相通候、御番所江被為 成候とも差支ニ茂不罷成候ハ、是又前夜四ツ時迄可被相通候、若相障子細有之候ハ、可被申聞候

文意のとおりにくい部分もあるが、魚船は御成前夜四ツ時まで通関を認めてほしいという問合わせであった。中川番では「差而相障儀有之間鋪趣」であるので、御成前夜四ツ時まで魚船の通関を認めている。

さらに、享保二〇年五月一〇日に、大岡から中川番へ再度次のような通達があった。

本船町 新肴場 肴問屋共
本小田原町 安針町

^(享保一九)右者 寅春川筋 御成船払之節、魚船計ハ 御成前夜四ツ時迄船乗入、荷物上ケ取候ハ、早速船戻シ申答ニ申付候、中川通候儀ニ付、右之段去寅ノ三月申達候、然処今度川筋 御成之節、船払之儀被 仰出候品有之候付、右町々魚船 茂

御成御当日明六ツ時迄船乗入、六ツ時過り船相留、御成過又通船いたし、還御前八ツ時迄船留致候旨申付候、中川通

之儀 茂 右之通為可被心得申入候

魚船については、御成当日明六ツ時まで入船させ、御成還御までの間も入船を認めるという通達であった。中川番は、「御番所江御成又者御番所近キ御成之節」は、魚船であっても通船を認めないとし、大岡から了解をえている。魚船に関する右のような特例の取扱は、中川番所ではこの時限りとしてしまったものか、宝暦七年（一七五七）八月二六日の寄合で、御成前夜四ツ時まで魚船の通船を停止させていたのは「心得違」いであったとし、御成当日明六ツ時まで通船を認めると申合せている。しかし、野菜船に関しては、従来どおり御成前夜四ツ時までで通船を停止するとしている。

御成の時に、魚船のみ通船時間が延長されていたことは、魚介類の不足と価格の高騰を懸念した町奉行大岡の対応と考えられるが、こうした配慮がなされたことは注目してもよからう。

六 硫黄の通関

硫黄は武家荷物に限り一カ年九九貫目まで、中川番所を通関させることができた。商人荷物としての硫黄が、中川番所を通関できるようになったのは、文政四年（一八二二）のことであった。それまでは、江戸に入津する商人荷物としての硫黄は、すべて浦賀番所を通関することになっていた。ここでは商人荷物としての硫黄が、中川番所を通関できるようになっていった経緯とそのもつ意味についてみていくことにしたい⁽¹²⁾（表

表11 硫黄の中川番所通関手続の変遷

享保6年(1721)	1	浦賀奉行所に高札掲示。
享保11年(1726)	9-27	会津硫黄の中川・関宿通関を、硫黄問屋の難波町西河五郎右衛門・小綱町伊勢屋六兵衛が願出る。
享保12年(1727)	8-18	会津硫黄の中川・関宿通関願が却下されたため、東海廻にして浦賀通関を願出、認められる。
享保18年(1733)	12	焔硝の独占的集荷を要求して薬種問屋が上申書を提出。
安永6年(1777)	3-1	駿府へ塩硝・硫黄・鉛回漕の指図を留守居・玉葉奉行から受けた旨、廻船問屋から南町奉行へ届書を提出。
天明3年(1783)	9-29	焔硝・硫黄・鉛の渡海停止は慶安頃からの旨、薬種問屋は上申書を提出。
天明5年(1785)	11-28	浦賀通関した硫黄以外の取扱を禁じる町触を発令してほしい旨、硫黄問屋から町奉行へ願書を提出。
天明6年(1786)	5-16	硫黄問屋から町奉行への抜硫黄の実状についての報告と町触願を提出。
	8-3	硫黄取扱に関する町触が発令され硫黄問屋は請証文を提出。
	8-4	浦賀番所の貫目改を受けない硫黄問屋以外の荷物の取引を禁止する町触の発令。
寛政12年(1800)	11	硫黄の浦賀通関方法について、町奉行から浦賀奉行へ問合せ。
享和3年(1803)	3-29	廻船問屋・魚問屋・錫鉛硫黄問屋を御用筋で呼出す度に通達はしない旨、浦賀奉行から町奉行へ通達。
文政4年(1821)	1-18	上州硫黄の通関方法について中川番から若年寄へ上申書を提出。
	1-25	上州硫黄を浦賀番所の通関方式で1ヶ年1万4千貫目を、関宿関所・中川番所を通関させる旨、硫黄問屋に申渡。
天保12年(1841)	12-25	問屋組合解散に関して、掛合書差出につき中川番から北町奉行へ通知。
	12	上州硫黄の通関方法について中川番から問合書を出す。
天保13年(1842)	1-25	上州硫黄の通関方法について中川番から南町奉行所へ問合書を出す。
	2-22	上州硫黄の通関方法について中川番から南町奉行所へ問合書を出す。
	3-4	硫黄通関の支障の調査を、南町奉行から中川番へ依頼書を出す。
	3-5	硫黄通関に関する調査依頼について、中川番から南町奉行へ了解書を出す。
	3-15	上州硫黄の通関方法について中川番から老中へ伺書を提出。
	同日	上州硫黄の通関方法について老中へ伺書を提出した旨、中川番から南町奉行へ通知書を出す。
	3-26	硫黄通関数量制限を撤廃しても支障ない旨、南町奉行から老中へ上申書を提出。
	4-3	硫黄の通関制限を撤廃することを中川番へ通達すべき旨、南町奉行から老中へ上申書を提出。
	4-8	硫黄通関について中川番に申渡した旨、老中から町奉行へ通達。
	5-16	硫黄の通関方法について浦賀奉行から老中へ問合書を出す。
	同日	硫黄の通関方法について、南町奉行から老中へ上申書を提出。
	同日	問屋組合解散のため硫黄通関方法について、老中から関宿番久世大和守・浦賀奉行へ通達。
	9-20	錫鉛の浦賀通関の数量制限撤廃を、浦賀奉行から南町奉行へ通知。
嘉永4年(1851)	6	硫黄問屋再興について町年寄が上申書を提出。
嘉永5年(1852)	関2	錫鉛問屋・硫黄問屋再興についての回覧書が南町奉行所年番与力中に回る。
	関2	硫黄問屋の再興はしないでよい旨、北町奉行所与力が上申書を提出。

(『大日本近世史料 諸問屋再興調』5・7から作成)

11 参照)。

大坂をはじめとして諸国から江戸に入津する硫黄は、「海上一手積」みで、浦賀番所を通関することになっていった。その通関手続をみると、江戸の硫黄問屋は浦賀番所に証文と印鑑を提出しておき、問屋一人につき五カ年に二万貫までの硫黄を、送状と印鑑を照合させ浦賀番所を通関し、江戸に入津させることができた。五カ年以内に二万貫を越えた場合は、改めて硫黄問屋から浦賀番所に願出て、印鑑を提出すれば、その時から五カ年間に二万貫の硫黄を通関させることができた。

享保一〇年(一七二五)芝金杉通三丁目吉兵衛は、会津新山沼平から産出する硫黄を引受ける江戸問屋になりたいと南町奉行所に願出た。これは難波町西河屋五郎右衛門・小網町伊勢屋六兵衛が、南部・仙台・福島から産出する硫黄問屋を認められたことを先例として願出たものであった。硫黄の運送ルートとして利根川水系を積下し、江戸に入津させることが計画され、九月に町奉行から承認をえた。しかし、中川番所・関宿関所から「御老中様御証文ニ而通り、御番所方御関所江御断被成候先例無之」として、硫黄の通関を拒否されている。会津藩からも中川番所・関宿関所に交渉したが、うまくいかなかった。そこで吉兵衛は、翌享保一一年五月に硫黄を、「東海廻」しにして、「硫黄高当末年方来ル酉年迄、壹万貫目之通船」を浦賀番所に願出て、これは認められた。こうして吉兵衛は八月に、町奉行から硫黄問屋として認められた。このようにして会津で産出される硫黄の河川水運による江戸への輸送は、中川番所・関宿関所の拒否にあつて実現しなかった。

明和末年から安永初年に、「上州万座山統と同国白根山」で硫黄が産出されるようになった。¹³⁾ 明和七年(一七七〇)に下谷坂本町藤吉は、この硫黄を川下げし、江戸で販売することを認めてもらう代償として運上を上納すると、勘定奉行に願出た。これは勘定奉行の承認はえられたものの、江戸硫黄問屋の「硫黄内川廻シ之儀は、従古来重キ御法度」という反対にあつた。その後一〇年近くの係争の末、硫黄問屋の主張が認められ、藤吉は「於武州・上州之内五ヶ宿二限、売場二被仰付」ること落着した。

この一方では、天明初年から、附木屋仲間による上州などからの硫黄の「隠売」りが目立つようになり、硫黄問屋の経営を圧迫していった。さらに、江戸四組附木屋たちは、天明五年(一七八五)に「江戸四組之附木屋共、問屋之手を放、在出シ硫黄直買被仰付度旨」を町奉行に願出るようになつていった。

こうした状況に対抗するため、硫黄問屋は天明五年一月に町奉行へ次のように願出た。

硫黄問屋一統申上候、私共売買仕候硫黄之儀者、火薬御要害之品ニ而、従来

御免問屋之外者猥ニ売買相叶不申、平生浦賀御奉行所様御取扱ニ而、問屋共銘々、御免印鑑右御奉行所江相納置、何国之硫黄差出候ニも、渡海運送を以、浦賀御関所江差懸、船每手形差上、問屋印鑑御引合之上、員数貫目御改奉受、江戸入仕外、御関所を乗越シ、川船積・馬附等ニ而取引仕候儀、惣而

御法度ニ御座候、依之年々硫黄過分積取置、売買仕、従古来当時迄無差支商売相統致来、難有仕合奉存候

(中略)

然所、近年内川廻シ等之硫黄、内々江戸表江入込、私共商内減少仕、一統困窮仕候、乍恐硫黄之儀者、火薬ニ而外品と違ひ、御大切之御儀ニ御座候間、猥ニ相成候而者、私共

御免商売躰ニ罷在、匱末ニ取扱様ニも被為思召候而者、奉恐入候間、何卒従古来渡海運送ニ而浦賀御関所御改無之品者、取扱候儀御法度

ニ御座候趣、町御触被為遊被下置候様奉願上候

浦賀番所を通関しない硫黄を取扱うことは「御法度」である、という趣旨の町触を出してくれるように願出たのであった。硫黄問屋は翌天明六年正月にも同様に町触を願出ている。こうして同年八月に町奉行は次のように触出すこととなった。

浦賀御番所改荷物之外、江戸表ニおゐて引受候もの有之、硫黄問屋共申出ニおゐてハ、吟味之上、蔽敷咎可申付候、商売硫黄望之もの者、左の間屋共より買請可申候

ここで注目しておきたいのは、浦賀番所を通関しない硫黄は「抜荷物」にあたり、これを取引するのは「御法度」であるということ、そして、浦賀番所を通関させることができたのは、硫黄問屋に限られていたということである。つまり、浦賀番所が硫黄問屋の独占的集荷権を制度的に保障する機能をはたしていたことになろう。

文政期になると、「下り硫黄其外共出方少く、又者休山ニ相成候も有之」

という状況になり、硫黄相場が高騰していった。このため硫黄問屋七人は、上州白根山から産出される硫黄を川下げすることを、町奉行に願出した。この背景には、「上州白根山より産出之硫黄受負人共心得違致」して、江戸で売払ったことがあった。この硫黄問屋の願出は、文政四年(一八二一)正月にそのまま認められ、老中の承認をえて、関宿関所・中川番所の通関手続も浦賀番所に準じて定められた。それは硫黄問屋七人で一カ年に一万四千貫までとし、関宿関所・中川番所へ問屋から証文・印鑑を提出しておく、通関の時に送状と印鑑を照合して通関するというものであった。なお、江戸から出船する場合には、数量制限はなく、右と同様の手続で通関できた。

こうして中川番所も浦賀番所と同様に、江戸硫黄問屋の独占的集荷権を制度的に保障する機能をはたしていくことになった。

天保一二年(一八四一)一二月に株仲間解散令が発せられると、中川番所における通関手続も改正をせまられることになった。

天保一二年一二月二五日に中川番は北町奉行遠山景元へ、硫黄問屋差止め後の中川番所における通関手続を問合せている。その後天保一三年正月二五日も、中川番から再度町奉行へ問合せてあったが、南町奉行鳥居忠耀は取調中であると回答している。二月二二日に中川番は通関方法が決定するまで、「中川御関所前硫黄通船者差留置、早々貴様江可及掛合候心得」でよいかと、鳥居に問合せている。鳥居はまだ「下知」がないので、「先ツ是迄之通り無差支硫黄通船不苦」と回答している。さらに、中川番と町奉行・老中水野忠邦との交渉が続けられていったが、

三月二〇日に水野から中川番へ次のような通達があった。

硫黄之儀、何方之ものニ而茂、勝手次第売買候様申渡候間、中川御番所前通方之儀茂、向後是迄之貫目ニ不拘、右荷物積通船之節々改候上、相通候様可被致候

そして、五月一六日には、関宿関所・浦賀番所へも同様の通達がなされている。こうして硫黄問屋の独占的集荷権を制度的に保障した中川番所・関宿関所・浦賀番所の通関制度も、株仲間解散令の趣旨にそって改正されていった。なお、弘化四年（一八四七）に境河岸問屋によって筆写されたと考えられる、中川番所の通関制度を記す「中川御関所御規定伝達⁽¹⁴⁾」には、硫黄の通関制度について次のように記されている。

御規定物之内、上州硫黄壹ヶ年御定メ高壹万貳千貫目也、但し一箇ニ付目方拾四貫之事

右上州硫黄ハ上州倉賀野宿問屋庄左衛門方積立参り候ハ、江戸硫黄問屋酒井屋左兵衛外六人之名前証文為差出可申事

但し硫黄之義ハ至而大切之事ニ有之間、両小頭被改之事、尤中川屋清蔵義も呼出可立会事

改正以前の通関制度が記されている。おそらく「中川御関所御規定伝達」には、株仲間解散以前の通関制度が記されたものと考えられる。

嘉永四年（一八五二）に諸問屋再興が発令されるが、硫黄問屋について、翌嘉永五年閏二月の北町奉行所年番与力の意見書には次のようにある。

去ル寅年より十ヶ年余、勝手次第売買いたし、浦賀・中川両所共、

雜荷物同様改之上、相通候様手広ニ相成有之、荷高者自然相増可有之哉、殊ニ去々戌年九月、炮術之儀ニ付、出格之被 仰出茂有之、諸向ニ而も入用相増候御時節ニ候間、硫黄問屋再興者御沙汰不被及、去ル寅年以後手広ニ相成候儘、当時之姿ニ而被差置可然奉存候この年番与力の意見が認められたものか、その後硫黄問屋が再興された形跡はない。⁽¹⁵⁾

おわりに

これまで中川番所の通関制度について、通関手続と査検の実態からみてきた。そこで最後に中川番所がもった意義を整理しておくことにする。中川番所通関のために一定の手続を必要としたものを「御規定荷物」といった。その中心は武器・武具類であった。特に鉄砲については厳重な通関手続と査検が行われていた。また、女性の通関は一切認められなかった。このことから、中川番所においては、「入り鉄砲出女」査検のための関所としての機能が第一義的であったことが理解されよう。この外特定の物資についてののみ、享保期以降に御規定荷物へ加えられていたのであった（表12参照）。

中川は同じ挨拶して通し
通ります通れ葛西の鸚鵡石⁽¹⁶⁾

右のような川柳が残されているのは、中川番所の査検すべてが形式的であったことを示しているのではなく、御規定荷物以外についてはごく

表12 御規定荷物の査検方法

御規定品目	江戸入・出船の別	査検方法	備考
武家の簞笥・長持・鉄鉢・鍋鉄・焰硝・生蠟・武器（槍・長刀・鉄砲・具足・弓箭）		手形証文の査検と荷物の取調	数量制限あり
廻米	入	国村名・代官名・（納名主名）の改め	
買上米・買上粳 三卿方廻米	入	国村名・納名主名の改め 手形を米方書役に提出させる	
大名米	入	印鑑があれば船頭から俵数を断わるのみで通船させる 俵数を帳面に記載し、夕刻に書役へ通達	
旗本米	入	国村名・納名主名・旗本名の確認 2名以上の旗本連記の手形ははしけ宿名を添書させる	
米	出	少量の場合はそのまま通船させる 高瀬船に積立てる場合は手形を提出、手形は常の売荷の手形（荷受人・出荷人名記載）でよい	享保16年（1731）から御規定荷物
酒	入	酒の印・駄数・酒造人名・荷受人名・船頭名の改め 割印をするため手形を本書役に提出、割印後手形は中川屋清蔵へ渡す	寛政4年（1792）から御規定荷物 中川屋清蔵が仮送状を発行し、それを船頭に渡し通船させる
御用酒	入	上記とほぼ同様 割印をするため手形を本書役に提出、割印後手形は船頭に渡す	
上州硫黄	入	1カ年12,000貫目の定あり 江戸硫黄問屋の名前証文提出	文政4年（1821）から御規定荷物 中川屋清蔵の立会
生蠟		1箇についての貫目を書添え、実印証文で通船させる	
塩	出	高瀬船に積立てる場合は手形を提出させ、小舟の場合はそのまま通船させる 積問屋仲間からの証文提出 武州・上州へ積送る分は塩問屋仲間の証文を提出させ通船させる	
俵物・樽物	入	俵物・樽物証文の提出 2, 3樽の漬物、1俵1呎は断わり次第通船させる	
銭	出		元文元年（1736）～寛保2年（1742） 奥川筋船積問屋が抜荷改を担当

鉛	南部領から江戸本所小梅村新銭座へ廻漕分	入	新銭座請負人南部屋八そ治の印鑑と送証文を照合	元文2年(1736)～寛保2年(1742)数量制限あり
	足尾銅山の銅吹立用	出	代官池田新兵衛の印鑑と証文を照合	享保7年(1722)から御規定荷物
	一般の鉛	入	停船させ当番主人に連絡	
銅	本所小梅新銭座へ廻漕分	入		元文3年(1737)～延享元年(1744)10日毎に入船量の書上に送状を添えて勘定奉行月番に提出
	足尾銅山からの御用銅	入	箱のまま通関	不審な点があれば数量を確認し通関させ当番主人に注進
	蕨包の銅		見分次第	数量制限なし
	一般の銅		改め	不審な点があれば停船させ当番主人に注進
	古銅類	入	実印証文の確認のみで通船させる	寛政8年(1796)から御規定荷物
取替酒	入	1駄片馬は常の手形で通船させる 1駄以上は本書役へ上申し、酒引取の札を提出させ通船させる		
筏・材木	入	送り先の河筋名・筏の枚数・筏領主を帳面に記載し、筏願書を提出させる 2人乗以下は筏願書の提出の必要なし	材木の種類(竹・材木・真木)によって長さ・筏乗人数の規定あり	
生魚・前菜物	入	夜間通船を認める 舟頭・宰領共で7人限り、それ以上乗船の場合は通船を認めない	とうかん・唐茄子・西瓜・真桑瓜・梨子・柿・葱・薩摩芋・豆の9品は夜間通船を認めない	
水戸藩支配の船		入船の時は送状写を提出させ通船させる 出船の時は積荷品目を断わり通船させる 御規定荷物は実印証文を提出させる ④印のない船は鑑札を提出させる	約600艘で④の印を付す 小宿は小川屋紋兵衛	

「中川御関所御規定伝達」(茨城県境町歴史民俗資料館小松原家文書)・「中川御制札記」(神宮文庫所蔵)による

形式的な査検であつたと理解すべきであろう。しかし、必ずしも形式的な査検で通関できたともいえない。

まず、元文元年(一七三六)九月から寛保二年(一七四二)七月まで御規定荷物に加えられた江戸から出船する銭の場合、はじめは「船積荷物不残御取上御吟味御座候」というように、陸揚げして取調べるという嚴重な査検が行われた。しかし、奥川筋竹木炭薪問屋の「荷物損シ、其上手間取候而、先きく江送り遣し候日限刻限も延引ニ罷成」という訴えにより、「証文以御通被下」ることになった。⁽¹⁷⁾ 御規定荷物以外については、右のような嚴重な査検は行われなかつたにしても、通関の時に手形の提出と積荷の照合が行われていたようである。

寛政一一年(一七九九)には「近年通船之者共荷物ヲ偽、蒙御咎ヲ候段度々御座候」という事態が発生した。これは中川番所で「御改之節送状并積荷物相違」していたというように、御規定荷物以外でも送状と積荷の照合が行われていたことがわかる。右の状況に対応して古河荷物積問屋たちは、今後このようなことのないようにするとの一札を、中川番所に提出しようとする動きもみられたが、結局は提出されず自粛にとどまった。⁽¹⁸⁾ 文化六年(一八〇九)六月に常州河内郡長竿村の浅田屋長八は江戸神田富永町一丁目万屋新七万へ輸送する醬油三千樽について、中川番所通関の時に送手形を提出している。⁽¹⁹⁾ 文久三年(一八六三)には、武器類の通関制度が緩和され、女性の通行も認められるようになり、中川番所の通関制度が簡便化していき、関所としての機能も形骸化していった。⁽²⁰⁾ しかし、慶応期には通関取締りが再び嚴重となつていった。

慶応二年(一八六六)三月に、下総国葛飾郡新久田村年寄佐五右衛門は江戸一色町松屋竹次郎方へ船を川下げるについて、「当御時節容易通船難相成、難儀仕候付、関宿・中川両御関所御印紙頂戴仕度」と支配役所に願出ている。⁽²¹⁾ 慶応三年二月に上総国市原郡久保村の重右衛門・庄兵衛が、江戸小網町三丁目長島屋兵右衛門方から帰国のため中川番所を通関の時、一札を提出している。⁽²²⁾ こうした慶応期の嚴重な通関取締りは、幕末期の特殊状況のもとでとられたものと理解すべきであろう。

いずれにしても、御規定荷物の場合は勿論であるが、それ以外の荷物についても決して形式的な査検で通関できたわけではないことを確認しておきたい。つまり、中川番所を通関するすべてに対して査検が行われており、そのうちでも武器類などの特定物資が御規定荷物として、通関手続が嚴重であつたということである。

次に、商品流通上にはたした中川番所の機能について整理しておきたい。本稿では、硫黄についてのみしかみることができなかったが、奥川筋と呼ばれる地域から、河川水運によつて江戸に入津する硫黄は、すべて中川番所を通関しなければならなかつた。そして、中川番所を通関できたのは、江戸硫黄問屋の扱う硫黄だけであつた。中川番所を通関しない硫黄はすべて扱荷物であり、これを取扱うことは違法行為であつた。つまり、江戸の硫黄問屋にとつて中川番所通関がもつた意味は、問屋の独占的集荷権を制度的に保障するところにあつた。

前述したように、御規定荷物には、武器類や硫黄の外に、米、酒、生蠟、塩、俵物・樽物、古銅類、筏・材木、生魚・前菜物があつた(表12参

表13 明治初年の東京の川・堀割と川船数

堀割名	伝馬船	茶船	荷足船	鱒船	小船	日除船	土船	水船	渡船	高潮船	押送船	肥船	田船	漁船	網船	その他	計
玉川		27	1	1	12				1					魚船35			77
江戸川	2	伝馬造 88 19		似 384	川下ケ 15				1	1		240	6			水押長船 2	758
中川	21	伝馬造 25 14	1	似 2 36	川下ケ 81	1	似 5		7	似 1 1		下肥612	8 雑魚取2		2	似鱒造鹵船5	824
荒川	159	伝馬造 168 74	112	似 2 38	149	132	伝馬 1 2	9	17	4	1	126	6	魚船27	14	五大力船 2 浜船 2 川蒸気船 1	1046
綾瀬川	1	伝馬造 7 12 仮日覆 2		似 3 23	川下 26	17	伝馬造 1 似 1					64 伝馬造2 似鱒造3					162
神田川	30	伝馬造 46 49 仮日覆 7	13			86	似 2							7	3	家形船 6 猪牙船 29 自繰船 1 竜車船 1	280
山谷堀	3				7	10											20
三味線堀																自走船 1	1
豎川	62	伝馬造 31 117	18	中 1	伝馬造 2	3	似 4 1		作場 2	1		21	雑魚取13		1	猪牙船 10 釣船 1	289
六間堀		伝馬造 1					2										3
小名木川	54	伝馬造 27 36	10		7	11	似 8	1	4	2		32	雑魚取 1	2	4	伝馬造船 11 猪牙船 2	212
仙台堀	53	荷足 1 4			1	3	1	3								猪牙船 3	69
支堀	7		39					1								魚活船 1	48
支堀	26		2			2										猪牙船 3	33
横川	68	伝馬 17 134	185			15	12	12			15	32		16		猪牙船 11	517
源森川	9		2													猪牙船 1	12
木場堀	9		1														10
北十間川		伝馬 5 4	1			6		1				10	雑魚取21		2	釣船 2	52
横十間川	9	伝馬 5	2			6						10				猪牙船 11 釣船 2 雑魚取船 1	46
境川		伝馬造 1 5 荷足造 1	1									13		魚船 1			22

堀割名	伝馬船	茶船	荷足船	繻船	小船	日除船	土船	水船	渡船	高瀬船	押送船	肥船	田船	漁船	網船	その他	計
船入川	56	荷足造 1	5		2					1							65
支堀	6		22			2	1	1								猪牙船 1	33
船堀川	28	56		似 49						1		267			1		402
外濠	3	24 伝馬造 6	8		4	15	似 2 伝馬造 2	2			2					屋形船 1 バツテイラ 1	70
日本橋川筋	90 2 小茶船造 2	73 伝馬造 38 小 5	9	似 7 1	15	40		1		1	162			5		廻船 2 五大力船 3 自走船 1	457
堀江町入堀	6	3 伝馬造 3			2	6	1				1						22
京橋川筋		3 伝馬造 3	1														7
八町堀	26	28 伝馬造 50	9		7	15					7					廻船 1 五大力船 1 湯船 1	145
新橋川筋		5 伝馬造 7			4	11	似 5			1				3		大坂屋形船 1	37
海運橋川筋	6	12 伝馬造 14				8	似 5	1			29			2			77
伊勢町堀	3	1 伝馬造 2					伝馬造 6			1	10						23
三十間堀	10	20 仮日除 1			3	22	似 1							2		川蒸気船 1	60
靈巖橋川筋	150	56 伝馬造 61	25	3	6	16	似 2	4			2			6		湯船 2	333
新川	80	12	4	1	2	6								1			106
浜町堀	6						1 似 1 伝馬造 1										9
築地渠	7	6	21		1	2											37
渋谷川	2 茶船造 9	1	1		茶船造 1		2							24	4	五大力船 1	45
計	992 2 小茶船造 11	743 伝馬造 511 伝馬 143 荷足造 2 荷足 4 仮日覆 9 仮日除 1 小 5	493	19 似 531 中 1	222 川下ケ 122 伝馬造 2 茶船造 1	435	25 似 34 伝馬造 10 伝馬 2	36	30 作場 2	14 似 1	229	815 下肥 612 伝馬造 2 似繻船 3	20 雑魚取 37	68 魚船 63	31	五大力船 7 家形船 7 大坂屋形船 1 猪牙船 71 釣船 5 湯船 3 廻船 3 その他 29	6409

「東京府志料」 1 (東京都 1969年, 29~95頁) から作成

照)。これらを取扱う問屋たちの独占的集荷権も制度的に保障していたと考えられる。しかし、このことが御規定荷物以外にまで一般化できるかどうかは疑問が残る。

奥川筋船積問屋が、前述した元文から寛保期に実施された錢荷物の査検に関与し、寛保く寛延期に、中川番所へ印鑑を提出し、その送状で通関させたいという願出をして認められた。⁽²³⁾これは江戸と奥川筋との河川物資輸送の独占をはかろうとしたものであった。奥川筋竹木炭薪問屋も奥川筋船積問屋に対抗して、錢荷物査検に関与し、印鑑提出も認められていった。⁽²⁴⁾奥川筋船積問屋や奥川筋竹木炭薪問屋のこうした動きによっても、結果としては独占にまでは至らなかった。しかし、このような動きがみられたのは、中川番所が類似営業者を排除して、問屋たちの独占権を制度的に保障するものとみなされていたからであろう。江戸川・中川水系から江戸に入船する場合、堅川も利用できたはずである(表13参照)。しかし、堅川を通行することは、御規定荷物の場合、抜荷行為であり、関所破りとみなされたはずである。また、中川番所に印鑑を提出した問屋は、御規定荷物以外であっても、中川番所を必ず通関させたはずである。少なくともそうすることが問屋たちの独占権を保障すると理解されていたからである。これが他に江戸に入船できるルートがあっても、中川番所で江戸に入船する船を把握できた理由であろう。

荒川筋から江戸に入船する船の査検は、中川番所では不可能である。浅草橋場に川船役所の出先機関である船改番所が設置されていた。米・酒についてののみは、中川番所と同様の通関手続と査検が行われていた。⁽²⁵⁾

そして、米・酒以外の中川番所における御規定荷物は、荒川筋から江戸との間で河川輸送することはできなかったならば、中川番所で江戸に入出津する御規定荷物をすべて査検できたことになる。この点はさらに今後の検討に俟ちたい。

最後に中川番所について次の点を指摘しておきたい。それは中川番所が川船査検のために設置された関所であったにもかかわらず、手船を持つていなかったことである。中川番所役人の交代の時には、小網町三カ町が国役として船を出している。⁽²⁶⁾また、中川番所が破損した時の修復用材の運送には、深川獺師町八カ町(清住町・富吉町・佐賀町・諸町・相川町・大島町・熊井町・黒江町)から役船が出されることになっていった。⁽²⁷⁾さらに、非常の場合には葛西方面の農村から船が徴発されている。⁽²⁸⁾なぜ中川番所には手船を常備しておく必要がなかったのであろうか。

中川番所の体制が川船改の関所の体制としては、不備な体制であったかどうかは、中川番所と同様に川船改の関所であった関宿関所との比較検討が必要であろう。また、水上交通路上の関所として類似性をもちつつも、相違点も多い浦賀奉行所との比較検討も重要であろう。

註

- (1) 加藤貴「日本近世の巨大都市 江戸」(比較都市史研究会編「比較都市史の旅 時間・空間・生活」 原書房 一九九三年二月)。
- (2) 加藤貴「中川番所の機能とその特質」(『交通史研究』一二 一九八四年二月)。
- (3) 小野則秋「日本文庫史」 教育図書株式会社 一九四三年一〇月 三八一頁。

- (4) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 一九三四年一月) 四九号と同文言。ただし「御制札之写并改帳」には、「右之御高札前々々御番所に建不申候事」と付記されている。
- (5) 『中川番所御制札記』を利用して中川番所の通関制度を検討したものに、熊井保「中川番所の査検と勤務」―「中川御制札記」の紹介―(津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂 一九八九年八月)があるが、本稿とは理解を異にする点もある。
- (6) 今井卯木『川柳江戸砂子』上巻 春陽堂書店 一九七六年四月 一一四九〜一一五三頁。
- (7) 古河藩の所替に際しての中川番所通関については「井上家文書」(『古河市史』資料近世編(町方・地方) 古河市 一九八二年三月 三六五〜四〇九頁)によった。
- (8) 「日光道中宿村大概帳」式(児玉幸多校訂『近世交通史料集』六 吉川弘文館 一九七二年三月 九九頁)には、此宿川端御関所有之、中田御関所と申唱へ来る」とある。
- (9) 古河藩領内の河岸は、古河・乙女・友沼・網戸であった。
- (10) 「五街道取締書物類寄」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』一 吉川弘文館 一九六七年三月 五五三〜六二五頁)。
- (11) 仙台藩の一部参府荷物運送ルート変更については「仙台荷物安久津川下ヶ山川と境通川下ヶ海道奉行衆御下知并関宿・中川御番所通船相済候担」(茨城県境町歴史民俗資料館小松原文書) によっている。
- (12) 硫黄の通関については、『大日本近世史料・諸問屋再興調』五(東京大学出版会 一九六三年一月 三三五〜三四六頁)、同書七(東京大学出版会 一九六六年三月 一一四〜一六〇頁) によった。
- (13) 上州硫黄については、小林文端『近世硫黄史の研究』(群馬県吾妻郡嬭窓村 一九六八年二月) に詳しい。
- (14) 茨城県境町歴史民俗資料館小松原文書。
- (15) 「諸問屋名前帳」(国立国会図書館蔵旧幕府引継書) に硫黄問屋はない。
- (16) 前掲今井『川柳江戸砂子』上巻 一一五一頁。
- (17) 島田錦城『江戸材木問屋組合正史』 大日本山林会 一九七六年一〇月 五六〜五七頁。
- (18) 「井上家文書」(前掲『古河市史』資料近世編(町方・地方) 六一三〜六一四頁)。
- (19) 『江東区史』 江東区役所 一九五七年二月 一三八八頁。
- (20) 前掲加藤「中川番所の機能とその特質」。
- (21) 「須永家文書」(前掲『古河市史』資料近世編(町方・地方) 九八三〜九八四頁)。
- (22) 市原市久保 佐久間重一家文書。
- (23) 前掲加藤「中川番所の機能とその特質」。
- (24) 前掲島田『江戸材木問屋組合正史』 五三〜五九頁。
- (25) 「川船方御用書物」(『東京市史稿』産業篇第二九 東京都情報連絡室情報公開部都民情報課 一九八五年三月 六六二頁)、前掲「御触書寛保集成」六一四九号。
- (26) 「正宝録統」(『東京市史稿』産業篇第二六 東京都生活文化局広報部都民資料室 一九八二年三月 一五〇頁)。
- (27) 『江東区資料 寛永録』二 東京都江東区教育委員会社会教育課 一九八七年四月 六頁。
- (28) 江戸川区立郷土資料室須原文書。

(千葉大学非常勤講師)

付表 中川番所関係年表

正保4年(1647)	9-26 水野甲斐守・山口勘兵衛が深川番を命じられる
	10-6 深川番所に弓5張・足軽5人・槍5本・小者3人・侍3人を装備するよう指示される。
寛文元年(1661)	6-6 深川番所の中川口へ移転が命じられる
	9-13 水野甲斐守・高木甚左衛門・山口勘兵衛に加えて、内藤三之介・今村伝三郎の計5名が中川番に任命される。
	同日 番所高札の掲示。
延宝4年(1676)	6 番所高札と同文言の触を発令。
貞享3年(1686)	10-21 番所高札と同文言の触を発令。
享保7年(1722)	江戸を出津する足尾銅山の銅吹立用の鉛の査検を開始する。
享保12年(1727)	10 日本橋音羽町市右衛門店要助が、浦賀・中川番所で江戸に入津する物資の数量に応じて荷役銭を徴収する旨の願出をするが、名主たちの意見により却下される。
享保16年(1731)	米の江戸入出津を把握するため、米を査検対象とする。
元文元年(1736)	江戸で銭相場が高騰したため、浦賀・中川両番所で銭荷物の査検を開始する。この時奥川筋船積問屋は中川番所前に改小屋を設置し、抜銭の摘発を行い、中川番所の銭荷物査検を補完した。奥川筋竹木炭新問屋も中川番所へ印鑑提出を認められる。
元文2年(1736)	南部領から江戸本所小梅村新銭座へ回漕の鉛の査検を開始する。
元文3年(1737)	江戸本所小梅村新銭座へ回漕の銅の査検を開始する。
寛保2年(1742)	7 銭相場が安定したため、浦賀・中川両番所での銭荷物の査検を停止する。
	南部領から江戸本所小梅村新銭座へ回漕の鉛の査検を停止する。
延享元年(1744)	江戸本所小梅村新銭座へ回漕の銅の査検を停止する。
寛延元年(1748)	10 奥川筋船積問屋が、中川番所に組合員の印鑑を提出し、送状と印鑑を照合して通船させる旨の願出をする。
寛政3年(1791)	1-29 鳥見の通関に際しトラブルが発生する。
寛政4年(1792)	1 浦賀・中川両番所と橋場番所(川船役所の出先機関)で酒の江戸入津量を把握するため、酒荷物を査検対象とする。
寛政8年(1796)	3 地廻酒問屋は、割印済の送状を小名木村で地廻酒問屋行事あるいは船宿清蔵が直接受けとり、問屋に配達したいと願出で認められる(その後この方式は廃止される)。
	9 江戸の古銅吹所開設にともない、中川番所で古銅類の査検を開始する(銭荷物と同様に奥川筋船積問屋が中川番所の査検を補完か)。
文政3年(1820)	9 小名木村中川屋清蔵は、酒荷物について船頭へ清蔵が発行する仮送状を渡し、中川番所で割印済の本送状は清蔵が受けとり酒問屋に送り、仮送状と交換することにしたと願出で認められる。
文政4年(1821)	江戸入津の上州硫黄を御規定荷物とする。
文久元年(1861)	2 中川番所近辺で船手方が通船改めをするので、夜間入船を禁止する。
	5 武州葛飾郡東葛西領の農民が野菜の夜間入船を支配代官に願出する。
	11 船手方の警備の場所を、中川番所近辺から舟堀川(新川)の江戸川口の下今井村近辺及び中川筋に移す。
文久2年(1862)	間8 従来通り野菜の夜間入船を認める。
文久3年(1863)	3-17 大名妻子帰国許可令により、中川番所に女子の通行方法が指示される。
	3 武器の通行制限も大幅に緩和される。
慶応3年(1867)	2-21 交代寄合3名を中川番に任命する。
	8-23 中川番3名を解任し、建物・地所を勘定所に引渡し国産会所の設置を決定する(国産会所設置計画は流産し、中川番継続が命じられる)。
明治元年(1868)	中川番所は明治政府に引継がれ、軍務官の管轄下で水戸藩士が詰めて査検を行う。
明治2年(1869)	2-6 全国の関所を廃止する。
	4 中川番所を廃止する。

Customs Inspection at the Nakagawa Guard Station

KATŌ Takashi

The boundaries of cities are not indemonstrable, and even in the case of the early modern city of Edo (present-day Tokyo), there were variations in the extent of the city limits defined by the shogunal authorities. This paper focuses on the function of the Nakagawa Guard Station (Nakagawa Bansho), which was a checkpoint for river traffic located at the entrance to Edo, marking the boundary between the inside and outside of the city through its inspections of the vessels passing by the station. The primary task in the station's military/police functions was to firmly regulate the passage of arms and armaments. Only samurai or persons of equivalent status were permitted to carry arms and armaments into the city ; merchants and artisans were strictly forbidden to engage in such traffic.

Examination of the actual administration of the customs inspections of the goods and possessions transported through Edo when the lord of the Koga domain (part of present-day Ibaraki prefecture) was ordered to assume duties in a different domain and of the baggage accompanying the lord of the Sendai domain (present-day Miyagi) on his regular visit to the capital under the alternate attendance system, reconfirms that the inspections made at the Nakagawa Guard Station, as in the case of other stations, were especially stringent with regard to the shipping of weapons, especially guns, and that its role as a customs checkpoint was primary. This study disproves assertions that the inspections at the Nakagawa Guard Station were mainly formalistic.

The paper also considers the functions of the Nakagawa Guard Station in the distribution of goods through the case of sulfur, which was permitted to pass through the station beginning in 1821. Sulfur that did not pass through the station was considered contraband and such smuggling was against the law. Essentially the Nakagawa Guard Station lent official legitimacy to the monopolistic control of sulfur shipment by the sulfur wholesalers in Edo. Goods that required a certain procedure in order to pass the Nakagawa Guard Station were known as *go-kitei nimotsu*, and, in addition to arms and sulfur, included rice, saké, natural wax, salt, goods in straw bags (dried marine products, etc.), and barreled goods, old coins, rafts, lumber, raw fish, and vegetables. Apparently, the monopolies on shipment of these goods by wholesalers were thus institutionally guaranteed. Because goods that passed the Nakagawa Guard Station were considered in business terms to have entered the port at Edo, the merchants themselves made active use of the station. Ships passing into Edo invariably used the Nakagawa route, even though there were other shipping routes into the city. For this reason, the shogunate was able to accurately monitor the entry of vessels into Edo at the station.